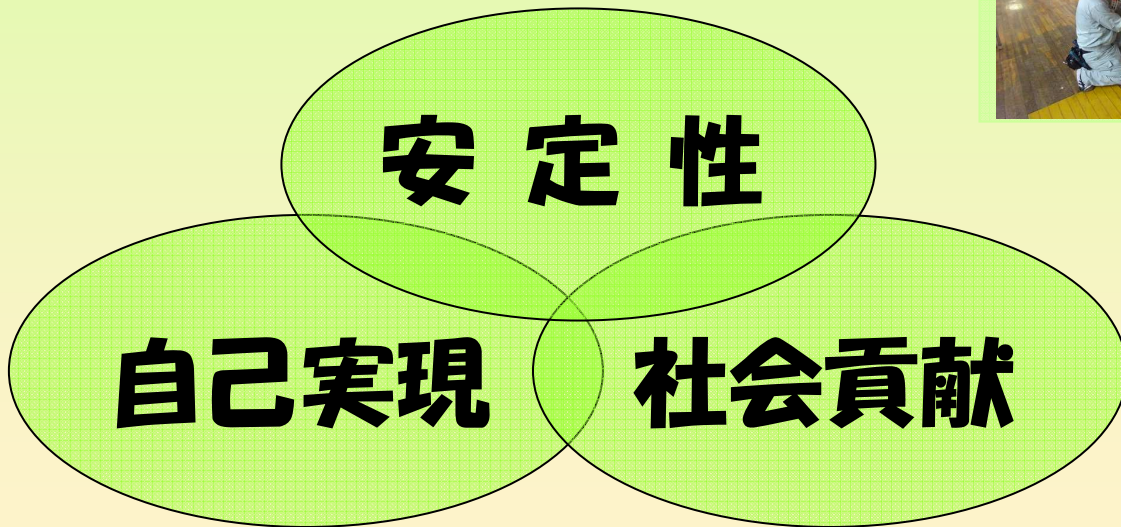


# 消防用設備等保守点検業

# 3つの魅力！



- 魅力-1** 消防法が点検を義務化  
景気に左右されない 【安定性】
- 魅力-2** 消防設備士(国家資格)等の資格や経験  
専門職としてのやりがい 【自己実現】
- 魅力-3** 火災から生命・身体・財産をまもる  
消防用設備等保守点検が安全・安心を支える  
【社会貢献】

県知事設立認可  
官公需適格組合（中小企業庁認定）

静岡県消防設備保守点検業協同組合

<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

平成30年11月～平成31年3月



# 消防用設備等の保守点検のしごと

**火災が奪う生命や財産など** わが国では、昔から“地震・雷、火事、おやし”と言われるように、火災（火事）は“避けることのできない”“怖（こわい）もの”でした。消防組織や制度が整備された今でも、「13分に1件」、火災が発生しています。火災で焼失する生命や財産、大切な人や物、かけがえのない思い出は二度と戻ってきません（下写真は糸魚川市大規模火災（2016. 12. 22）／糸魚川市消防本部資料より転載）。

**消防用設備等保守点検が火災を防ぐ** “火の利用”の便利さを“火災予防”が支えています。私たちが行う消防用設備等の保守点検の仕事は、火災の発生や延焼を防止する消防用設備等（火災感知器や屋内外消火栓等）を常に作動可能な状態に維持管理し、かけがえのないものを全力で守る“安全・安心サービス”の仕事です。



## 私たちの回りにある消防用設備等

**消火器からスプリンクラー設備（デパート等）まで！** 消防用設備等保守点検業が保守点検する消防用設備等を見てみると、私たちの生活風景の一部となっている赤色の消火器、天井の円盤のような自動火災報知設備の感知器、ビル廊下の屋内消火栓等のほか、高層ビルや病院等に設置されるスプリンクラー設備など、ありとあらゆる消防用設備等（左表）が私たち

を守ってくれています。

わが国では、消防法令が消防用設備等を設置すべき「防火対象物（消防法上の建築物その他の工作物等）」を定め、その関係者（所有者・管理者・占有者）に、定期的な点検と消防機関等への報告を義務づけています。

業種や職業としての“安定性”は、法律の根拠（義務化）、点検・報告周期が短期（後述）であること等で、しっかり裏づけされています。

消防法令が定める消防用設備等		
I 消防の用に供する設備	1 消火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内・屋外消火栓設備</li> <li>・ハロゲン化物消火設備</li> <li>・不活性ガス消火設備 ・水噴霧消火設備、</li> <li>・粉末消火設備 ・泡消火設備</li> <li>・スプリンクラー設備</li> <li>・動力消防ポンプ設備</li> <li>・消火器</li> <li>・簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂等）</li> </ul>
	2 警報設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・消防機関へ通報する火災報知設備</li> <li>・漏電火災警報器</li> <li>・ガス漏れ火災警報設備</li> <li>・非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器等）</li> <li>又は非常警報設備（非常ベル、放送設備等）</li> </ul>
	3 避難設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべり台、避難はしこ、救助袋など</li> <li>・誘導灯、誘導標識</li> </ul>
II 消防用水		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火水槽など</li> </ul>
III 消火活動上必要な施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信補助設備 ・非常コンセント設備</li> <li>・排煙設備 ・連結散水設備 ・連結送水管</li> </ul>

## 新たな産業の創造へ、人材を求める！



**業種の高齢化、新規就業者の減少** 総務省消防庁「平成29年版消防白書」では、消防設備士免状の交付件数（約114万人）等が公表されていますが、県内統計データでは「20歳代が2%未満」との情報もあります。私たち消防設備保守点検業界の現場の認識は「業種の高齢化、新規就業者の減少」で一致します。今、地域の安全・安心づくりのために、業種を取り巻く環境の変化を新たなビジネスチャンスととらえ、それを担う様々な人材を求めます。

# 現場で実務 → 資格・経験 → 自己実現へ

**現場から始まるもの** 保守点検の現場に立ちます。現場で動きやすい作業着（時にはヘルメット）や工具セット、消防法令に基づく適正な維持・校正が行われた試験器具等がそろっているか、そして消防設備士免状・点検資格者証の携行を確認します。保守点検作業は、多くの消火器や火災感知器をはじめ、警報設備や避難設備等を実際に動かして正常・異常をチェックする根気のいる仕事です。先輩たちは、積み重ねた実務・経験を消防設備士等の資格取得によって確かなキャリアにしてきました。“実り多き自己実現の職場”は、現場の実務から始まります。

**“業務独占のルール”** 消防法は火災予防上の重要な消防用設備等や保守点検に専門知識・技術を要する消防用設備等は、消防設備士や点検資格者でなければ保守点検を行ってはならないと定めています。これが「業務独占のルール」です。近年、建築物や消防用設備等の高度化・複雑化が進み、消防用設備等保守点検業の役割が高まっています。



## 現行制度（保守点検）の沿革

**消防設備士の誕生（昭和40年）** 消防法の施行（平成23年8月）以降も、火災による犠牲を教訓として制度整備が進められましたが、昭和40年の消防法改正では、消防設備士制度が創設され、防火対象物に設置が義務づけられている消防用設備等のうち一定のものに関する工事・整備を消防設備士に行わせることが義務づけられました。

**点検報告制度の創設（昭和49年）** 昭和47年～48年にはデパート火災等（※）が連続したため、昭和49年の消防法改正では消防用設備等の点検報告制度が創設（右表）されました。また、一定の防火対象物については、消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が義務づけられました。

### 点検・報告義務のある消防用設備等（消防法）

**【点検】** 機器点検と総合点検を行います  
機器点検：**6か月に1回**  
総合点検：**1年に1回**

**【報告】** 報告周期は二つのパターン  
特定防火対象物：**1年に1回**  
非特定防火対象物：**3年に1回**

※ 昭和47年5月13日 千日デパート火災(大阪市) 死者118名、負傷者81名  
※ 昭和48年11月29日 大洋デパート火災(熊本市) 死者104名、負傷者126名 など

### 顧客ファーストで確かな信頼と評価 セルコ（株）小川博史さん



発注者や官公署の信頼も厚く、毎日、東奔西走する小川博史さん。組合の共同受注委員や県消防学校講師を務めるなど組合の現場責任者の一人として活躍しています。消防用設備の保守点検の仕事を楽しみ、何事にも全力で当たります。仕事では若手社員を指導する一面も。座右の銘は「至誠通天」。

< 編集局取材 >

### 未来に向けて、現場に新しい風 消防機材山治 福井美寿紀さん



以前から、組合では女性の消防設備士が活躍していますが、福井美寿紀さんは昨年（平成30年）から、国家資格の消防設備士の資格を取得した上で実家の仕事を支えています。小さな頃から父親の背中を見て育ちましたが、スタッフと入る現場の雰囲気は特別だとのこと。業界の未来へ新しい風！

< 同左 >



## “官公需適格組合とは！”

国が“官公需適格組合”を創設したのは昭和42年（1967年）。今から50年前のことでした。東京オリンピック（1964年）の後、わが国は「いざなぎ景気」と呼ばれる好景気に沸きます。しかし、その一方で産業構造の変化や国際化などが進み、“中小企業対策”が喫緊の課題となっていました。“官公需適格組合”は企業数で99.7%・雇用者数で66.7%（中小企業庁・平成25年2月）を占める中小企業者を応援するため、社会全体の総意で誕生したものです。

大切なこと！ --- それは“中小企業者が力を合わせ官公需を受注する仕組”とともに“国や自治体が負う受注拡大の努力義務（やらなくて良いではなく）”を未来に向け引き継いでいくことです。静岡で生活する誰もが毎日笑顔で暮らすことのできるよう、“官公需適格組合”をどう育て活用していくかは、私たち全員に課せられた課題と言えます。

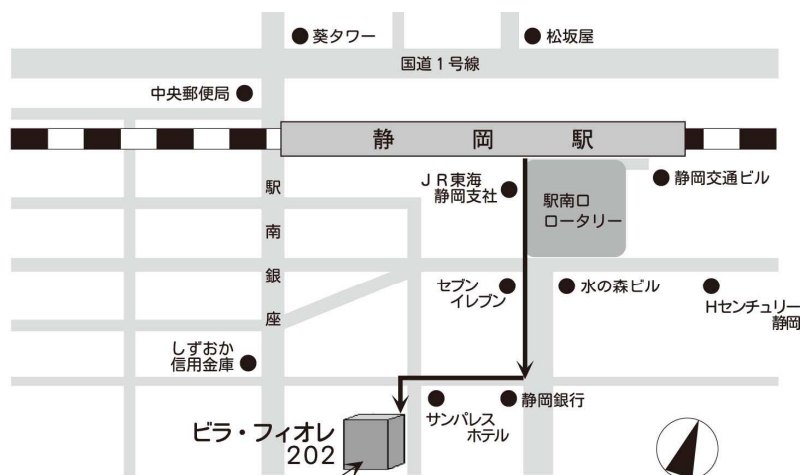
### 静岡県消防設備保守点検業協同組合 25年の実績と信頼

**地域の安全・安心を担う** 平成6年7月、静岡県消防設備保守点検業協同組合は、県内消防防災業者15社が静岡県知事から協同組合（共同受注を目的とした組合）設立の認可を受け活動をスタートさせました。平成13年11月には、経済産業省（中小企業庁）から「官公需適格組合」の認定を受けています。

設立から25年目を迎えた組合は、組合員55社、共同受注額2億4千万円余（平成29年度決算）という、静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとって無くてはならない組織に発展しています。

また、郷土の安全・安心確保のために、法令遵守（消防法等）による手抜きのない適正点検（火災予防）を徹底する仕事ぶりは、県や関係市等から高い評価と信頼を得ています。それは、確かな共同受注実績（※平成29年度）が証明するところです。

※ 静岡県庁舎、ふじのくに茶の都ミュージアム、浜松市教育委員会（小・中学校等）、浜松市消防庁舎、浜松市立図書館、磐田市教育委員会（小・中学校）、静岡市教育委員会（小・中学校等）、県教育委員会（浜松江之島高校グループ、磐田農業高校グループ、掛川東高校グループ、榛原高校グループ、清水東高校グループ）など。



【組合事務局】 電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092  
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>  
メール [syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp](mailto:syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp)  
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3  
〔平日；9：00～17：00（職員常駐）〕  
〔土日祝祭日は休み〕

< JR静岡駅南口から徒歩3分 >